

野焼きは禁止されています

廃棄物の野外焼却（野焼き）は次に掲げる場合を除き、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止**されています。

【違反した際の罰則】

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金

1 国の定めた基準に従った廃棄物の焼却

◆構造基準に適合した焼却炉で、焼却基準に従った焼却

2 他法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして次に掲げる焼却

◆国、地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却

（例：河川管理者が河川管理に際して伐採した草木の焼却）

◆震災、風水害、火災、凍霜等の災害の予防、応急対策、復旧のための必要な焼却（例：災害時における木くず等の焼却）

◆風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却

（例：正月行事の「とんど焼き」）

◆農業、林業、漁業を行うためにやむを得ないものとして行われる焼却

（例：稲わらの焼却、伐採した木枝の焼却）

◆たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

（例：落ち葉焚き、キャンプファイヤー）

●上記の場合でも、プラスチック類の焼却等、生活環境の保全上著しい支障を生じる焼却行為は例外となりません。

●軽微な焼却でもプラスチックやビニールを焼却するとダイオキシンの発生や環境汚染の原因になるので、家庭から出たゴミは、市町村の収集日に出すほか、再利用に努めましょう。



鳥取県のきれいな環境をいつまでも守っていきましょう！